

# はなまるリトミック教室規約

はなまるリトミック（以下「当教室」といいます）は、お子様と保護者の皆様が安心して楽しく通っていただける教室であるために、以下の通り教室規約を定めております。

内容をご理解・ご了承の上、ご参加をお願いいたします。

## 第1条

- 1,当教室の運営及び管理は、はなまるリトミックが行います。
- 2,当教室に入会できる方は、各要件を満たし、趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。  
刺青、タトゥー及びこれに類するものが入っている方、暴力団構成員、会員の円滑な教室運営に支障を来す可能性がある方、その他当教室が不相当と認める方は、入会資格がありません。また入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。
- 3,当教室に入会する方は所定の入会手続きを行い、当教室承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。

## 第2条

- 1,会場へのご入室はレッスン開始の10分前から可能といたします。前のクラスのご参加者が退室されていない場合であっても、10分前となりましたらご入室いただくことが可能です。
- 2,発熱・体調不良等が見られる場合は、無理せずお休みいただき振替をご利用ください。
- 3,会場内での水分補給は可能ですが、蓋付きの飲み物のみとさせていただきます。
- 4,食べ物の持込みは、アレルギー等への配慮のためご遠慮ください。

## 第3条

- 1,教室運営・広報活動の一環としてレッスン風景をSNSやホームページなどに掲載する場合があります。掲載を希望されない場合は事前に講師までお申し出ください。
- 2,個人での撮影は可能ですが、撮影に集中しすぎてレッスンの進行や他の参加者の妨げとならないようご配慮ください。
- 3,SNS等に投稿される際は、他のお子様や保護者の皆様が映らないよう十分ご注意ください。

## 第4条

当教室は、会員が次の各号の一つに該当すると認められた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができます。

- 1, 当教室の定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき。（除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。）
- 2, 当教室の施設・機材を故意に毀損したとき。
- 3, 本規約、その他当教室が定める規則に違反したとき。
- 4, 当教室の名誉や信用を毀損、または秩序を乱したとき。
- 5, 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
- 6, 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
- 7, 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
- 8, 当教室が、社会通念に照らし、本クラブ会員としてふさわしくないと認められたとき。

## 第5条

- 1,会員は、会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は当教室が定めるものとします。（月会費は、会員が当教室の会員資格を有する限り、現実にはレッスンに参加しない場合も支払い義務が発生しますので振替や休会手続きをお願いします。）
- 2,レッスン料は前払い制とし、毎月翌月分をお支払いいただきます。（例：4月＝4.5月分、5月＝6月分のお支払い）
- 3,急用や体調不良による欠席の場合は、別日程への振替を行えます。
- 4,レッスン当日8時以降のご連絡、または無断欠席の場合は振替対象外となります。
- 5,月極会員の入会金およびシステム手数料は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還しません。

## 第6条

- 1.会員は、各月の10日までに休会の連絡をすることにより、翌月から休会することができます。事務手続き上、10日を過ぎた場合は翌々月扱いになります。
- 2,1回の届出による休会期間は1ヶ月から3ヶ月間までとし、休会費は当教室の定める金額とします（月1000円）。

## 第7条

会員は、各月の10日までに退会の連絡をすることにより、翌月から退会することができます。事務手続き上、10日を過ぎた場合は、翌々月扱いになります。

## 第8条

当教室のレッスン日は、2ヶ月前までに通達します。ただし次の事由によりレッスンを臨時に中止することができます。

1. 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で業務遂行に支障があるとき。
2. 施設の改造または補修工事実施のとき。
3. 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
4. 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
5. その他レッスン中止の必要があると認められるとき。

## 第9条

- 1,当教室では安全に十分配慮してレッスンを行っておりますが、レッスン中及び教室内で発生した怪我・事故・所持品の紛失や破損等について、当教室に重大な過失がない限り、責任を負いかねます。会員同士の当教室内外でのトラブルについても同様とします。
- 2,当教室は傷害保険等には加入しておりません。必要に応じて各ご家庭での保険加入をご検討ください。
- 3,教室備品の破損があった場合、状況に応じて補償をお願いすることがあります。

## 第10条

本規約の改定及び変更を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、事前にお知らせいたします。

## 第11条

本規約は2026年4月1日より施行します。